

○上越教育大学配属学生の兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科学生規則第2条に規定する学内規則等について

(平成16年4月1日学長裁定)

最終改正 令和5年3月23日

上越教育大学配属学生の兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科学生規則(平成16年規則第25号)第2条に規定する学長が別に定める学内規則等とは、次の各号に掲げる学内規則等をいうものとする。

- (1) 上越教育大学学生規則(平成16年規則第23号)第12条から第40条まで
- (2) 上越教育大学学生居住施設規則(平成16年規則第24号)
- (3) 上越教育大学体育施設使用規程(平成16年規程第80号)
- (4) 国立大学法人上越教育大学防災規程(平成16年規程第9号)
- (5) 上越教育大学職業紹介業務取扱規程(平成16年規程第77号)
- (6) 上越教育大学講堂使用要項(平成16年4月1日学長裁定)
- (7) 国立大学法人上越教育大学毒物・劇物取扱規程(平成16年規程第67号)
- (8) 国立大学法人上越教育大学実験廃棄物等取扱規程(平成16年規程第68号)
- (9) 上越教育大学附属図書館利用規程(平成16年規程第88号)
- (10) 上越教育大学情報メディア教育支援センター利用規程(平成16年規程第90号)
- (11) 上越教育大学学生会館利用規程(平成16年規程第78号)
- (12) 上越教育大学学校教員養成・研修高度化センター使用細則(令和5年細則第6号)
- (13) 上越教育大学構内交通規制要項(平成16年4月1日学長裁定)

附 記

この裁定は、平成16年4月1日から実施する。

附 記(平成22年1月13日)

この裁定は、平成22年4月1日から実施する。

附 記(令和5年3月23日)

この裁定は、令和5年4月1日から実施する。